

第1回 原子力規制委員会への独立行政法人原子力安全基盤機構の
統合に関する副大臣等会議 議事要旨

1. 日時 : 平成24年11月12日(月) 14:20~14:40
2. 場所 : 総理大臣官邸3階南会議室
3. 出席者 : 齋藤内閣官房副長官、藤本内閣府副大臣、
大島総務副大臣、柚木財務大臣政務官(武正財務副大臣代理)、
園田環境・原発事故収束及び再発防止担当副大臣、
竹歳内閣官房副長官、池田原子力規制庁長官、吉田人事院人事官、
高山環境・原発事故収束及び再発防止担当大臣政務官

4. 議事概要

- (1) 齋藤内閣官房副長官より、次のような挨拶が行われた。

本年9月に原子力規制委員会が発足したところだが、国民の信頼を回復するためにも、原子力規制行政の強化には引き続き取り組むことが重要である。こうした観点から、独立行政法人原子力安全基盤機構(JNES)を原子力規制委員会に統合するために必要な法制上の措置を速やかに講ずることが法律で定められている。

他方、この検討のためには、400人を超えるJNESの職員を国家公務員化すること、職員全体の約3割を占める60歳以上の職員の扱い、公務員化後の職員の処遇等の諸課題について、整理していく必要がある。このため、政府全体として方針を調整しつつ、統合の在り方に関する具体案をできる限り速やかに取りまとめるため、関係の副大臣等による検討の場としてこの会議を設置することとした。政府としての対応の基本的な方向性という観点から御議論いただきたい。

本件は、大変難しい案件であるが、原子力規制行政の専門性の向上と機能強化に関する重要な国政上の課題であり、活発な御議論をお願いしたい。

- (2) 本会議の開催趣旨及び運営について、高山環境・原発事故収束及び再発防止担当大臣政務官より、本会議の開催は、原子力規制委員会設置法において、可能な限り速やかにJNESを原子力規制委員会に統合するための法制上の措置を講ずるものとされていることから、政府として必要な検討を行うための会合である旨、発言した上で、資料1~3についての説明があった。

- (3) JNESの概要について、資料4に基づき、高山環境・原発事故収束及び再発防止担当大臣政務官から説明があった。

- (4) 園田環境・原発事故収束及び再発防止担当副大臣から、統合に当たっての主な検討課題について、資料5に基づき説明を行った上で、JNES統合を最も早く行うには、これらの検討課題について大局的に判断し、現在の組織をそのまま統合することとし、職員についても特例により現在の処遇を確保することであり、この会議で合

意できるのであれば、その方針で進めたい。そうではなく、組織の在り方等について更なる議論が必要ということであれば、資料6のとおり、タスクフォースにおいて具体的な統合案について速やかに検討を行わせることとし、その進捗状況に応じてこの副大臣等会議において検討を進めていく必要がある旨の発言があった。

(5) 統合に向けた検討課題及び今後の検討方針について出席者による意見交換が行われ、次のような発言があった。

○ 藤本内閣府副大臣

JNESの機能は必要であり、衆議院附帯決議での議論は承知しているが、独立行政法人の制度と組織改革については本年1月20日の閣議決定「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」で、徹底した合理化を図ることとされている。また、先般、行政改革実行本部の会合で、岡田副総理から、「平成25年度の定員については徹底した業務の見直しを前提に、これまでの規模を大幅に上回る純減を目指していく必要がある。」という発言をされている。こういったことを踏まえて行革を推進する観点から、JNESの国への移管の検討に当たっては、現在のJNESの機能について、必要性や重複している機能の有無について十分精査をしていくことが必要であると思う。移管した機能への適正な人員配置を考慮した上で徹底した業務の見直しを前提として、また、定員については厳しい精査が必要であり、関係省庁における格別の協力をお願いする。

○ 大島総務副大臣

定員の事情は極めて厳しい中で、JNESの原子力規制委員会への統合に当たっては、組織の効率化・合理化を行った上で効率的な組織の在り方を検討することも重要と考えている。総務省としては具体的な統合後の組織の定員・機構については要求がなされてから査定のプロセスを行うことになると思う。関係各省庁におかれては大変厳しい取組となるが、格別の協力をお願いする。

○ 柚木財務大臣政務官

JNESの統合にあっては定数や処遇の面でクリアすべき大きな課題があると感じている。予算の査定当局という立場ではあるが、まずは政府の一員としてこの場に参加したので、今後、JNESの統合の在り方に関する件についてはしっかりと財務省という立場で関係したいと思っている。

○ 池田原子力規制庁長官

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原発の事故の発生を踏まえて原子力の利用と規制の分離を徹底し、原子力規制体制の抜本的な強化を図るという目的で新たに設置されたところである。原子力規制委員会設置法においては、JNESを国に統合する旨が記載されているが、これはJNESの専門的技術能力を原子力規制委員会に取り込むことによって原子力規制体制の強化を図ることが目的と考えている。国への統合にあっては様々な検討課題があることは確かでは

あるが、原子力規制委員会とJNESの統合によって、結果として我が国の原子力規制体制が強化されるという目的が達せられるようにしっかりと進めていくことが肝要と考えている。

○ 吉田人事院人事官

原子力規制委員会へのJNESの統合に向けた検討課題に関し、国家公務員の給与や定年を扱う立場から、一言申し上げたい。まず、統合の在り方に関する具体案の検討に当たっては、統合後の機構・定員等の組織・体制についての基本的方向性が示される必要があると考えている。その上で、統合に伴い、一般職の国家公務員となる職員の処遇等については、職務と責任に応じた給与という基本原則の下で、これら職員の業務内容を基本に検討を行う必要がある。また、60歳定年制の下、60歳を超えるJNES職員の取扱いを検討する必要がある。さらに、検討においては、今回、原子力規制委員会に移るJNES職員の処遇の実情等を考慮する一方で、現在、原子力規制庁に勤務している職員の処遇との均衡にも配慮する必要がある。その際には、統合後の原子力規制庁における採用や昇進管理等の人事運用の基本イメージを踏まえた検討を行っていく必要があると考えている。人事院としても統合後の職員の適正な処遇の確保の観点から、必要な協力をしていきたいと考えている。

(6) 齋藤内閣官房副長官より、次のようなまとめが行われた。

本日頂いた御意見を踏まえ、資料6のとおり、事務レベルのタスクフォースにおいて、具体的な統合案について検討の上、その検討状況を随時この副大臣等会議に報告していただきつつ、可能な限り速やかに検討を進めることとしたい。検討に当たっては、原子力規制行政の強化に資する統合後の組織の在り方についての検討が必要であるので、原子力規制庁においてはこの点につき、速やかに検討を進めていただきたい。

国家公務員の定員の問題、統合後の組織の在り方等、本件には大変難しい課題があるが、法律の規定に基づき、可能な限り速やかな対応が求められており、できれば年内を目途に一応の方向性をこの会議で打ち出すことをお願いしたい。

なお、会議終了後の記者への対応については、園田副大臣に一元化したいので、よろしくお願いしたい。

(文責： 内閣官房原子力規制組織等改革推進室 速報のため
事後修正の可能性あり)